

今年三月一七日の「結婚の自由をすすべるの人に」訴訟（いわゆる同性婚訴訟）の札幌訴訟は、同性婚を認めないことは法の下の平等を定めた憲法一四条に違反するという歴史的な違憲判決をかちとった。本誌三月号の「散射韻」では「違憲性を認めるかは厳しい情勢」と書いただけに、二カ月経った今でも法廷内で取材した興奮が忘れられない。

同性婚訴訟は、札幌のほか、東京、大阪、名古屋の四地裁で二〇一九年二月に一斉提訴。後に福岡地裁でも追加提訴した。札幌訴訟は、道内のカップル三組六人が慰謝料各一〇〇万円の損害賠償を国に求めた。

判決は、「婚姻は両性の合意のみに基づいて成立する」と定めた二四条については「両性」など男女を想起させる文言を用いていることにも照らせば異性婚について定めたもの」などとして、違反しないと判断。一三条についても、同性婚など特定の制度に関する権利まで保障されていないなどと棄却した。

一方で、「法の下の平等」を定める一四条については「同性愛者に対し、婚姻によって生じる法的効果の一部すらも享受する法的手段を提供しないのは、合理的根拠を欠く差別的取り扱い」と現行制度を非難し、憲法に違反すると言明した。さらに、一四条に言及するため、婚姻の本質は子どもの

「多数派のお許し」必要か

有無ではなく夫婦の共同生活であること、同性愛などの性的指向が本人の意志では変更できないものであることも強調した。

◇ ◇

判決の中でも、特に印象深い一文がある。「圧倒的多数者である同性愛者の理解または許容がなければ、同性愛者のカップルは、重要な法的利益である婚姻によって生じる法的効果を受容する利益を一部であってもこれを受け得ないとするのは（略）異性愛者と比して自らの意志で同性愛を選択したのではない同性愛者の保護にあまりにも欠けると言わざるを得ない」。

かみ砕けば、「多数者のご理解がないと少数者が権利を受容できないというのは、自ら少数者であることを選択したわけではないのに不相当だ」。つまり、社会的な理解や通念を理由として少数者の権利を否定することは許されないと主張した。「憲法の基本的人権の概念を体現した判決です」と、弁護団の一人は何度も判決文をかみしめている。

この一文と、今の自民党の動きはまさに正反対だ。自民党は「まずは理解促進」との立場を崩さず「LGBT理解増進法案」の成立を目指している。法案には「国民の理解の増進に関する施策の推進について、国の役割等を明らかにする」などと明記されており、まさに「多数派のお許し」を得

るための法案だ。当初は差別禁止すら明記しておらず、批判を受け、五月に入って「しぶしぶ」修正案を出した。当事者団体からは「同性婚を実現しようにも『理解が先、まだ理解がない』といつまでも実現させない言い訳として使われる」と不安の声があがっている。

◇ ◇

地方自治体では、カップルを婚姻相当と認め公的書類を独自に発行し、自治体の公営住宅への入居などを支援する「パートナーシップ制度」が広がるが、法的な効力はない。だが、「電通」が昨年一二月に実施した調査によると、性的少数者の七割は自身が当事者であることを公言しにくいと感じる一方で、自治体にパートナーシップ制度がある人では打ち明けにくさを感じる割合が四八％に減っている。まず法律や制度を整えることで進む側面がある。

世界を見ると、二〇〇一年から一七年末にかけて約一五カ国で同性婚カップルの婚姻が認められた。主要七カ国（G7）で同性婚やそれに準じるパートナー制度がないのは日本だけだ。「多数派のお許し」がないことを口実に、少数者の権利を奪い続けるようでは、日本はいつまで経っても人権後進国のままだ。

△ 限▽